

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月14日（平成30年（行情）諮問第103号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第152号）

事件名：特定学校法人から提出された特定大学特定学部設置認可申請書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定学校法人から提出された特定大学特定学部設置認可申請書一式（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け29受文科高第3号の13により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件は、公平平等にかつ中立に審議を求められる教育事務であり、その審議経緯を非公開とすることは、国民にいたずらに疑義を与える結果となり、不開示決定の取消しを求め審査を請求します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件不開示決定及び審査請求について

平成29年6月9日付け行政文書開示請求書を受け、「特定学校法人から提出された特定大学特定学部設置認可申請書一式」（本件対象文書）について、法5条5号及び6号の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

#### 2 不開示とした理由

本件対象文書は、大学設置・学校法人審議会（以下「審議会」という。）で審査中の大学の学部の設置認可に関する情報であることから、公にすることによって、審議会の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあり、また、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号の規定により、その全てを不開示と決定した。

### 3 不開示情報該当性について

本件審査請求において、審査請求人は、公平平等にかつ中立に審議を求められる教育事務であり、その審議経緯を非公開とすることは国民にいたずらに疑義を与える結果となり不開示決定の取消しを求めると主張している。

本件対象文書は、特定学校法人から申請のあった、特定大学特定学部設置認可申請書であり、行政文書開示請求のあった時点においては、審議会において審査を行っていたものである。

審議会においては、提出された本件対象文書の内容を審査し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の要件を満たした計画となっているか等について、学問的・専門的な観点から審査を行っている。本件対象文書はあくまで計画として提出されたものであり、その内容については、審査の過程において審議会から出された意見に対応するため、必要に応じて修正されることがある。

このため、本件対象文書は、法5条5号の定める審議、検討又は協議に関する情報に該当する文書である。

仮に審査中の申請内容を公にした場合、その内容について外部から様々な意見が委員に寄せられ、圧力や干渉等の影響を受けることが考えられる。このことにより、委員の自由な意見交換が制約されるなど、円滑な運営が妨げられ、審査を公正、円滑に実施する上で支障が生じ、審議会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高い。

また、審査中の不確定な内容の申請書を公にすることにより、未確定の情報が確定的情報との誤解や憶測を招くことにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

さらに、審議会における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることで、審査が公正、円滑に実施されず、当該事務における適切な遂行にも支障を及ぼすことになり、法5条6号の不開示事由にも該当する。

このことを踏まえると、本件を開示することによる利益よりも、開示することによる不当な不利益の方がはるかに大きいと言える。

以上のように、本件対象文書は法5条5号及び6号の定める不開示事由に該当するため、不開示とするのが妥当である。

### 4 原処分に応じた考え方

以上のことから、行政文書開示請求のあった時点において、審議会において審査を行っていたため、不開示とした本決定は妥当であり、本件は原処分維持を求めて諮問するものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年6月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、特定学校法人から申請された特定大学特定学部設置認可申請書であり、原処分時点において、審議会にて審査中の文書である。

イ 当該申請された文書は、審議会において、大学設置基準等の要件を満たした計画となっているか等について、学問的・専門的な観点から審査され、必要に応じて、審議会委員の意見に対応するため修正されることとなる。

ウ このような未成熟な情報を公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、審議会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

エ なお、現時点においては、審査が終了したことから、特定大学特定学部の設置認可申請書のうち個人や法人の権利を害するおそれがある部分を除いた部分を文部科学省ウェブサイト上に掲載しており、積極的な情報公開を行っているところである。しかしながら、当該公表の状況は、飽くまで原処分後の事情であり、本事案は、審議会による審査中の文書の開示請求であるので、開示はできない。

(2) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件対象文書は，特定学校法人から申請された特定大学特定学部設置認可申請書であることが認められる。

イ 本件対象文書は，審議中の未成熟な情報であり，これを公にした場合，関係者の誤解や憶測を招き，審議会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定できない。

したがって，本件対象文書は法5条5号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

原処分 of 当否は，原処分の時点に存した事情に基づいて判断すべきであり，本件対象文書については，原処分当時，審議会において審査中であったから，上記2(2)のとおり，法5条5号該当性を認めて，原処分を妥当であると判断した。

しかしながら，上記2(1)エの諮問庁の説明によると，現時点においては，少なくとも公表されている情報は不開示情報には該当しないと認められることから，当該公表情報と同様の情報については，開示することが望ましい。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，同条5号に該当すると認められるので，同条6号について判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司